

農業経営収入保険 つなぎ資金借用書

全国農業共済組合連合会 御中

借入金額													円
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

上記金額について、貴連合会事業規程及び次の特約条項に基づき、確かに借用しました。よって、この借用書を差し入れます。

<特約条項>

- (1) 償還期限は、令和 年 月 日※とします。
 ※借入者ごとの保険金請求期限の属する月の翌々月の末日を記載
- (2) 償還期限までに借入金を償還しなかった場合は、借入元金に対して償還期限の翌日から償還した日までの期間につき年 %の割合による損害金を支払います。
- (3) この借入れに係る保険契約に対し、貴連合会が当該保険契約による保険金及び特約補填金又は解除の場合の返戻金等を支払う場合には、貴連合会は支払うべき金額から当該保険契約についての借入元金及び損害金を差し引くことを承諾します。
- (4) 償還金額が、この借入れに係る被保険者の債務の全部を消滅させるに足りないときは、貴連合会が適当と認める順序・方法により充当することを承諾します。
- (5) 保険契約者について次の各号の事由が生じ、かつ、当該事由により契約の継続ができない場合には、次の各号の事由が生じた日に償還すべき事由が生じたものとして、支払うべき保険金及び特約補填金又は解除の場合の返戻金等から当該保険契約についての借入元金及び損害金を貴連合会が差し引いてその弁済に充てることに異議ありません。
- ① 破産手続開始、特別清算開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始、その他債務整理に関して裁判所の関与する手続開始の申立があったとき
- ② 保険金、特約補填金その他の請求権について仮差押、保全差押又は差押の命令、通知が発送されたとき
- (6) 前各項のいずれの場合にも貴連合会からなんらの通知又は催告を要しないことを承諾します。
- (7) 保険金及び特約補填金又は解除の場合の返戻金等の請求権の譲渡、又は、当該請求権に質権を設定する場合は、あらかじめ書面による貴連合会の承諾を得ることに異議ありません。

令和 年 月 日

郵便番号

借入申込者 住 所
 (被保険者名)

氏 名

印